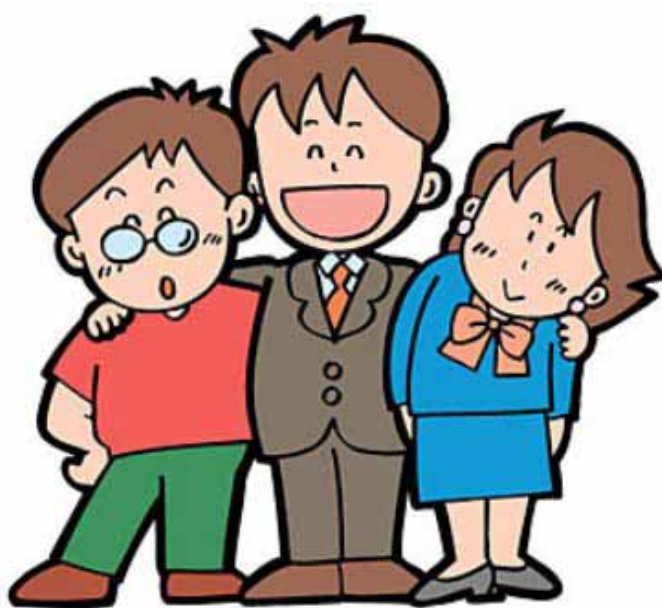


伊達市市民協働推進マニュアル



平成22年 3月

伊 達 市

目 次

第1章 マニュアルの目的	2
1 マニュアルの目的と役割	
2 マニュアルの使い方	
第2章 協働を理解しよう(協働の基礎知識)	3
1 協働って何？	
2 なぜ協働が必要か？(協働が求められる背景)	
3 協働の形態	
4 いろいろな協働の手法	
5 協働の効果	
6 伊達市が目指す協働のあり方	
7 NPOって何？	
8 協働による実施がふさわしい事業	
9 協働の実践の事例	
第3章 協働のルールを知ろう	17
1 協働のルール	
2 協働のキーワード	
3 協働を進めるためのわたしたち職員の心得	
第4章 協働を実践しよう	20
1 全体の流れ	
2 協働の基本的な流れ	
3 協働の手法(形態)別の実施手順	
4 協働事業を実施するうえでの留意点	
第5章 協働を評価しよう	33
1 評価の考え方	
2 評価の段階	
3 評価のプロセス	
第6章 用語と資料	34
1 用語(五十音順)	
2 資料	

第1章 マニュアルの目的

1 マニュアルの目的と役割

この「伊達市市民協働推進マニュアル」は、「伊達市協働のまちづくり指針」をもとに、市民と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、対等な立場でお互いの特性を生かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、よりよいまち（地域）をつくっていく「協働のまちづくり」を実現するため、行政内部における協働推進体制づくりと、職員の意識向上によって「協働」を実践していくための「職員向け協働の実務手引き」として作成しました。

2 マニュアルの使い方

市全体で「協働」に取り組むための行政内部における推進体制づくりにあたって、わたしたち職員が、協働についての知識や情報を理解し、職務に活かしながら、新しい協働の関係をつくりだしていくことは、確かに難しいことです。しかし、わたしたち職員が協働に対する理解を深め、協働のまちづくりを推進し、市民と対等の関係を築いていくことは、本市の政策目標を達成することにも繋がる、重要な取り組みの一つです。今後は、協働の実践によって新しい知識や経験を蓄積し、本書をより実効力のあるものに改定しながら、さらに協働が推進されるよう、このマニュアルが職員の身近なところで使われることを期待します。

マニュアルの構成

本書は、協働を推進、実践できるような内容を、全6章で構成しています。第1章でマニュアルの目的と役割を、第2章では、協働の基礎知識、協働の形態・手法をまとめ、第3章では、協働を実践する際のルールとキーワード、職員に必要な心構えについて触れています。

また、第4章では、協働の事業を実施するための準備段階から、実践・評価までの流れを解説し、第5章では、評価の考え方について、最後の第6章で協働の用語の解説や資料をまとめました。

第2章 協働を理解しよう(協働の基礎知識)

1 協働って何？

協働とは、市民(自治会・NPO・企業・市民等)と行政がよりよいまち(地域)づくりのために、良好なパートナーとしてお互いの特性を活かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動することです。

2 なぜ協働が必要か？(協働が求められる背景)

(1) 地方分権の進展への対応

これまでの日本社会は、国の強い指導により進められてきた政策によって、国民は、全国どこにいても一定のサービスを受けられるようになっていました。しかし、それは国の役割の肥大化と行政効率の低下を招くとともに、地域住民の「公共のことは、全て行政に任せる」という意識を強めてしまいました。

平成11年の地方分権一括法の成立以来、地方行政に対する国の関与のあり方が見直され、本格的な地方分権時代を迎え、自己決定・自己責任の原則のもと、主権者である住民参加による個性あるまちづくりが課題となっています。

新たな伊達市のまちづくりは、激しい社会情勢の移り変わりの中で、行政だけで担えるものではありません。伊達市への思いを同じくした市民、行政、議会によって担われるべきものです。これこそが、協働が必要とされる根本的な理由であり、自治の原点となります。

(2) 行政への市民参画機会の拡充

行政は、これまでの行政活動を市民の立場から見つめ直すこと、また、新たに事業を企画する段階で、国の意向や前例で考えるのではなく、市民の立場から自ら考えるとともに、市民の声をよく聞いたうえで事業案に反映し、実施段階では市民とそれぞれの特性を活かした事業をすることが求められます。

一方、市民は、安心して暮らすことができる生活の場を築くためには、何が課題でどのようにすれば実現できるのかを考え、まず、自らできることは自ら行うようにしなければなりません。

こうした自ら地域課題を解決していこう、という意欲を持った市民の自主的・自発的な活動を支援し、市民活動の充実を図りながら、市民と行政が対等な立場で話し合う機会をつくることが重要です。

(3) 多様化する市民生活への対応

近年の社会情勢の変化により、市民の生活様式は大きく変化し、ニーズも多様化しています。現在のやり方のまま、行政が単独で個々のニーズに対応していく

ことは難しくなっていることから、柔軟で多彩な技能や知識を持つ市民の活力を活かすことが必要です。

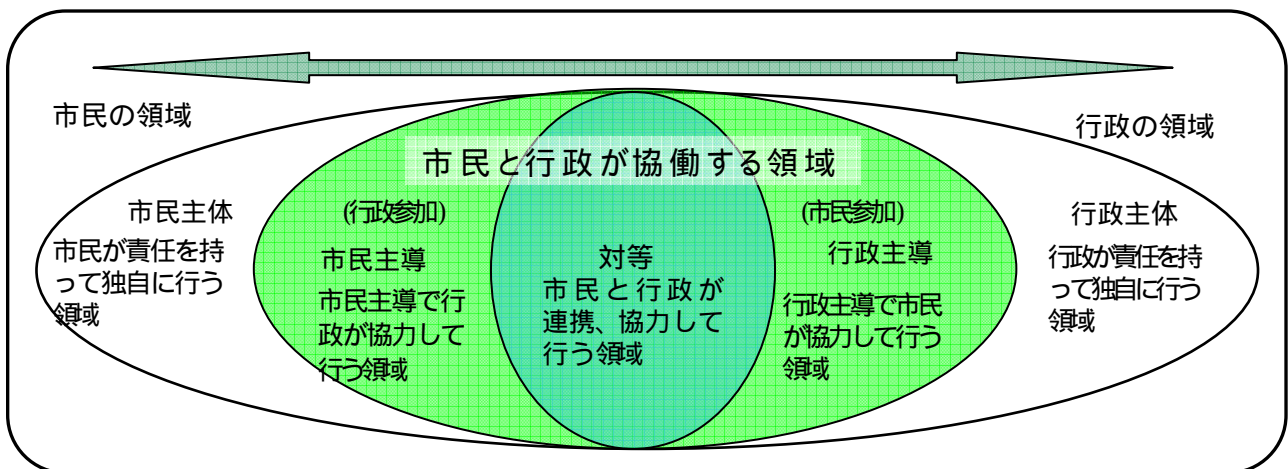
(4) 地域の特性を活かした住民主体のまちづくりの必要性

伊達市においては、「人と人、地域と地域が結び合い、協働するまち」を総合計画の基本理念に位置づけました。市民と行政がともに地域の特性を活かしたまちづくりに向けた「地域コミュニティ」の役割や重要性が増すと考えます。

しかし、市民の核家族化、生活様式の変化、高齢化の進展等によって、地域コミュニティ（町内会などの地縁組織）の活動や人の繋がりが薄れ、住民の「助け合いながら地域の課題を解決していこう」という意識の低下が問題となっています。

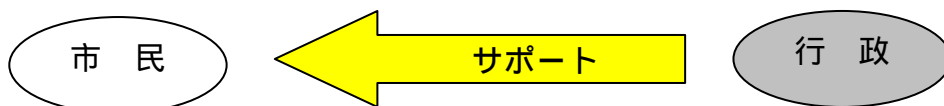
3 協働の形態

協働には、さまざまなかたちがあります。協働の事業を企画するときは、事業に最適な協働の関係を把握・検討することで、事業をより効果的に進めることができます。市民と行政の役割、事業が目指す方向を考え、適切な協働の関係づくりに努めましょう



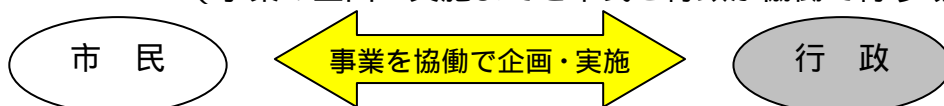
(1) 協働のかたち

型：市民主導、市民の活動や事業を行政がサポート



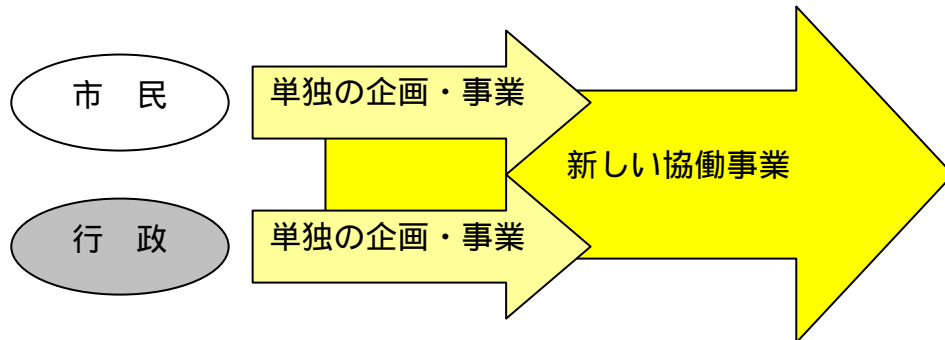
型1：双方対等、初期段階からの協働

(事業の企画・実施までを市民と行政が協働で行う場合)



型 2：単独の企画や事業をリンクする

(単独の企画や事業を合わせて新しい事業をつくる場合)



型：行政主導、行政が実施する事業への参加・参画



(2) 新しい公共(見直される公共)

少子高齢化、環境問題、教育問題、防災・防犯、まちづくりなど地域社会の課題は、ますます複雑・多様化してきています。これらの課題に、法令などに基づく、公平で画一的な行政サービスだけでは、十分対応できなくなってきました。

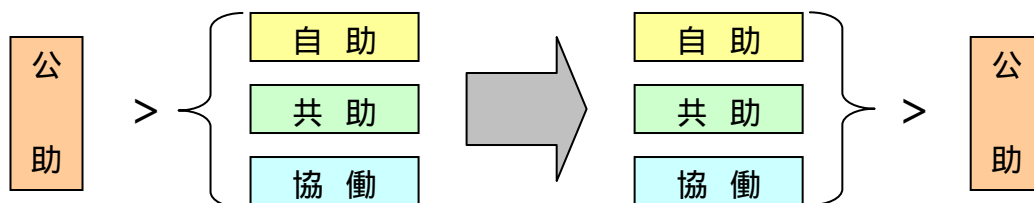
こうした中、地域社会の課題に直面し、行政の対応を待つだけでなく、市民が自らの能力や資源を発揮して、自主的に課題解決に向けた多様で柔軟な取り組みを展開する市民の活動が注目されています。

そこで、市民の活動に着目して、市民と行政とが対等なパートナーシップのもとに協働することにより、行政ではできなかった、きめ細かな柔軟な対応、新しいサービス、課題解決に向けた有効な取り組みが可能になります。

これによって、従来のように行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、多様な主体の協働で担われる「新しい公共」が多様な地域社会の課題解決につながっていきます。

【これまでの姿】

【これからの姿】



- ・自助...市民自らが公共的課題の解決などに関わることです。
- ・共助...自治会・NPO・企業・市民等が協力して公共的課題の解決などに関わることです。
- ・協働...自治会・NPO・企業・市民等と行政が協働で公共的課題の解決などに関わることです。
- ・公助...行政が公共的課題の解決などに関わることです。

4 いろいろな協働の手法

協働の実践にあたっては、さまざまな手法の中から、最も効果的だと考えられるものを選択することが重要です。これまで行ってきた事業をさらに発展させるため、新しい協働の手法を取り入れ、協働の意識を高めることは、事業効果の向上や、別の協働の「芽」を育てる可能性があります。事業の内容やパートナーとの関係を考慮して、適切な協働の手法を選択しましょう。

(1) 協働の手法

手 法	内 容	注 意 点
共催	市民と行政が共に主催者となり、協力しながら事業を行う手法。企画検討段階から実施・終了まで協力しあうことで互いに信頼関係を深めることが可能	役割分担を明確にする。 双方に責任がある。 事業評価を行う。
後援	金銭や物品の提供によらない支援の方法。事業実施に関わる団体と、後援する団体との関係が深まる。	後援する目的を明確にする。 事業の報告を求める。
実行委員会 協議会	さまざまな主体（市民、企業、行政等）が集まり、主催者として事業を行う形態。企画検討段階から協働が可能で、それぞれの特性を活かした事業の展開が可能	役割分担を明確にする。 双方に責任がある。 お互いの経費負担等を明確にする。
情報の共有	市民活動団体、事業者、行政がお互いの情報を共有し、最大限に活かすこと。行政では把握できない地域の事情や課題を知ることができ、また、市民活動団体の活動の幅も広がる。	一方的に情報を収集せず、行政側からも情報の提供を積極的に行う。 お互いの立場を理解する。
アダプト制度	公共施設について、市民、企業等が市と美化活動の契約を行い、市は保険加入や物品の支給等を行う形態。	役割分担を明確にする。 双方に責任がある。 お互いの立場を理解する。
政策提言 事業提案	市民の多様なアイデアや発想を、政策・事業に反映し、事業の実施を支援する制度。市民やNPOが持つ専門的な知識や技術、地域での活動経験を行政運営に活かせる。	第三者機関による審査・評価によって公平性と透明性を確保する必要がある。

(2) 協働の手法になりうるもの

補助や委託などは、以下の注意点を守り、市民と行政がそれぞれの責任を自覚し、お互いの特性を理解して、適切な役割分担の基に、対等の関係で協力し合う取り組みとなったときに協働になりえます。

このとき、協働の相手方を「安価な下請け」と考えず、企画段階からの話し合い、委託業務仕様書に協議した内容を反映させ、協定書を協力して作成することがポイントです。

手 法	内 容	注 意 点
補助・助成	事業を実施する団体に金銭や物品による支援を行う形態。団体自体が活動の幅を広げることができる。	補助金、助成金の目的と交付の基準を明確にする。 適切に事業が実施されたかを評価する。
委託	本来、行政が行う責任がある事業をNPO等に委託する形態。専門性の高い業務を委託することで効率性の向上が図られ、行政ではできない、きめ細かなサービスが提供できる。	相手方を単なる下請けにせず、市民からの提案を求めながら、事前に事業内容を協議する。 行政内部に対しても、委託理由を合理的に説明できるようにする。 必要に応じて協定書を作成する。

「協働」と「補助・委託」の考え方

補助（助成）は、事業を主体となって実施する団体への金銭や物品による支援です。また、委託は、行政が行う責任がある事業を、事業者や市民に「請け負ってもらおう」ということです。委託は、市民や民間に行政の仕事を請け負ってもらおう、という性格上、対等な立場で事業を行うものではなく、根本的には、「協働に近いもの」あるいは「その外縁にあるもの」ということになります。

協働とは、市民(自治会・NPO・企業・市民等)と行政が対等の立場で地域社会に貢献するために、一緒に公共サービスを提供することを指します。「これからの補助・委託事業のあり方としては、行政から地域社会への資源提供と、市民からの貢献が応分であることが最善の姿」だと考えます。

(3) 協働の手法にいかせるもの

手 法	内 容	注 意 点
地域計画	地域住民による地域の構想。地区の公園設置、街路整備、教育、福祉など地域の具体的な構想を住民が主体となって策定する。市は、策定された計画を市の施策や計画に盛り込むことを検討する。	市と地域の役割を明確にする。 市は情報提供や技術的な支援を図る。 市は、策定された計画に基づいた具体的な事業の実施の際に、情報提供や技術的な支援により、地域コミュニティとの協働を図る。
協働の場 (プラットフォーム)	市民のアイデアや発想と行政の関係部署を結び、事業の具体的な実施に向けた協議・調整の場としての機能を持つ。また、行政内部においての協働に関する相談の場としての役割も担う。	市役所内の各部所間で、横断的な連絡・調整体制を整える必要がある。

5 協働の効果

市民との協働は、行政が単独で事業を行うよりも、より効果的で、地域への波及効果を生み出す可能性があります。さらには、この協働から生まれる相乗効果は、実質的な公共サービスの向上と、結果的に経費の削減につながり、市民自身の手によるまちづくりの実現にも結びつくことが期待されます。

(1) 行政への効果

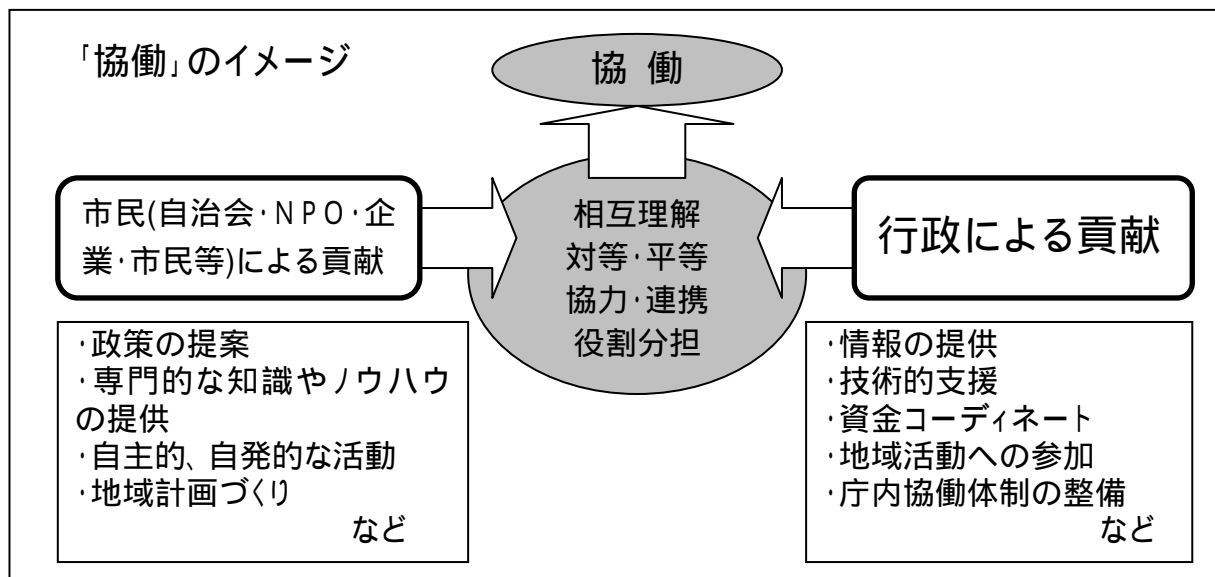
- 市民との信頼関係を築くことができます。
- 市民目線に立った行政が可能になります。
- 効率的な財政運営が可能となります。
- 柔軟性、創造性、緊張感がある行政運営が行われます。
- 職員の能力や知識をいかすことができます。

(2) 市民への効果

- 行政と信頼関係をつくることができます。
- 責任感や自覚がでてきます。
- 人と人の絆を強くすることができます。
- 身近な活動を通じ地域社会へ貢献できます。
- 市民の能力や活力をいかすことができます。

(3) まちづくりへの効果

- まちの活力や元気が増します。
- 個性あふれる豊かな地域づくりができます。
- 地域と地域の交流が盛んになり“にぎわい”をつくることができます。
- 地域に助け合いの意識が育まれます。
- 持続して発展するまちを創ることができます。



6 伊達市が目指す協働のあり方

(1) 伊達市の目指す姿

地域の特性を活かし、一人ひとりが幸せに暮らすための住民主体の地域づくり、「住民自治」の確立を目指します。

今後、わたしたちが進める「協働のまちづくり」は、この「住民自治」を達成するための手段であり、協働自体が目的ではありません。

市民と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、一方から他方へという関係ではなく対等な立場でお互いの特性を生かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、よりよいまち（地域）をつくっていく「協働のまちづくり」は住民自治を実現する一つの手段であることを理解して、協働の推進にあたる必要があります。

(2) 協働に関する市の取り組み

地方分権時代を迎え、地域の課題や変化に応え、市民の意思を行政運営に反映し、市民自らが地域の課題を解決する、住民主体の自治「住民自治」を確立することが求められており、本市も例外ではありません。

このような状況の中で、本市では、5つの地域の特性を活かして住民主体の地域づくりを進めるため、伊達市総合計画の基本理念に「人と人、地域と地域が結び合い、協働するまち」を掲げ、「それぞれの地域特性を再認識し、お互いを補完し合い、地域と地域が連携したまちづくりに取り組み、次代を拓く新たな魅力の創造を目指す」としています。

平成20年度には、市民と行政が対等な立場でまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めるため、「伊達市協働のまちづくり推進市民会議」を設置し、1年2カ月にわたる調査・研究・検討作業によって、平成21年12月、協働のまちづくりの基礎となる「協働のまちづくり指針」(案)の提言を受けました。

この提言を基に、「協働のまちづくり指針」を策定し、協働のまちづくりを実践するための手法や制度を検討し、市の重要な施策として取り組み、市民との信頼関係を築き、住民自治を実現していくことが、本市の目標の一つです。

(3) 協働の窓口

伊達市の協働をすすめるための窓口は、市民協働推進課になっています。

しかし、協働の取り組みの実践は、ありとあらゆる事業と関係する可能性を秘めており、そのことを考えたときに、どの部署のどの課、どの係でも窓口になりえる体制をつくる必要があります。

そのために、職員は、協働を進めるための基本事項を理解し、自らが一人の市民として協働の事業に積極的に参加するなど、その意識を高めていくことが求められます。

(4) それぞれの主体との協働のあり方

地域コミュニティ団体（地域自治組織等）、市民活動団体等、それぞれの主体との協働のあり方を整理しておく、実施する際に役に立ちます。

地域コミュニティ団体（地域自治組織等）との協働

地域コミュニティ活動は、一般的に「共同体意識または連帯感を持ち、生活する一定範囲の基礎的な近隣社会における地域づくりの取り組み」を言います。

地域内での人間関係の希薄化や地域活動への参加意識が低下している中、魅力ある豊かな地域社会の実現を目指して、住民に最も近いまちづくりの場である、地域コミュニティのあり方の見直しを進め、住民主体の地域活動を推進することが必要とされています。

行政は、住民自治に向けた仕組みづくりや人材育成等のための必要な措置を講じることが必要です。一方、住民は、おまかせ行政から脱却し、地域の特性を活かした特色ある地域づくりを実践するために、適切な役割分担のもとに協力し合いながら、事業に取り組む必要があります。地域自治組織等の形成を推進し、これまで以上に地域コミュニティとの対等の関係を築いて、協働による住民主体のまちづくりの実現を目指します。

市民活動団体（NPO等）との協働

市民活動とは「市民が主体的・自発的に行う、営利を目的にしない公益性のある活動（政治的・宗教的な活動は含まない）」を意味します。

NPO等、共通の使命のもとに人が集まり、地域の課題解決に向けて活動する市民活動団体は、公平性を重視する行政や営利を目的とする企業では、十分に対応しきれない分野でのサービスを提供する、「新しい公共」の担い手として期待されます。

市民活動団体との協働を進めるためには、ともに公共サービスを担うものとして、お互いが、その責任を自覚し、適切な役割分担のもとに協力することが必要です。そのサービスを受ける市民にとって、双方が単独で行うよりも、サービスの質の向上が期待できる関係でなければなりません。

お互いの立場や違いを理解し、何のための協働なのかという目的を共有し、より効果的な協働の関係を築くことが必要です。

7 NPOって何？

(1) NPOとは

NPOは、「Non Profit Organization」の頭文字をとった略称で、日本では「民間非営利組織」と訳されます。法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など、一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体のことを指し、一般的に市民活動団体やボランティア活動団体、法人格を持ったNPO法人も含めた総称として用いられています。

(2) NPOとNPO法人は、どう違うの？

NPO法人は、上記のNPOの内、「特定非営利活動促進法」が定める各要件を満たして、一定の手続（県の認証や法務局への登記等）を経ることにより、法人格を与えられた団体のことを指します。

法人格を持つNPO法人は、一般的なNPOよりも団体としての信用を得やすく、団体名義の銀行口座の開設や事務所の賃貸、行政からの委託等の契約の主体になれるというメリットがあります。一方で、NPO法人が実施する事業は基本的に課税対象となり、自分たちの活動の情報を公開する必要があるなど、任意団体よりもさまざまな制約や義務が発生します。

特定非営利活動促進法(NPO法)

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することにより、ボランティア活動をはじめとする、市民が行う自由な社会貢献活動として特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として制定された。

(平成10年施行)

(3) NPOとボランティアは、どう違うの？

ボランティアとは本来、自主的・自発的に社会に貢献する活動を行う「個人」のことを示すのに対して、NPOは組織的に一つの目的を達成するために活動を行う「団体」であるといえます。

ボランティアは、こうしたNPOという組織を支える原動力であり、NPOはボランティアが活動を通して、社会に貢献できる「活動の場」を提供する主体の一つであるといえます。

(4) NPO法人と一般社団法人は、どう違うの？

NPO法人は特定非営利活動促進法に定められた17の分野の非営利活動に限られます。活動の内容も公益の増進に寄与するものでなければいけません。一方、一般社団法人には、法律上は活動の制約が一切ありません。NPO法人では認められなかった、特定の人が利益を享受できる活動（町内会活動など）も問題なくできます。また、一般社団法人は設立に関しての手続きも簡素化されています。

8 協働による実施がふさわしい事業

ここでは、協働にふさわしい事業の性質をあげますが、今後、経験を積み重ねることによって事業の幅はどんどん広がっていきます。

(1) 多くの人々の参加が有効な事業

市民活動団体等が持つネットワークを活かして、多くの市民の参加を促す必要がある事業

例：花いっぱい運動（事例）、祭りやイベント参加、各種アダプト・プログラム（事例）、ごみゼロ運動等

(2) きめ細かな対応が求められる事業

市民活動団体等の柔軟性や機敏性を活かして重点的にサービスを行うことが必要な事業

例：高齢者見守り・支えあい・ふれあい活動（事例）、身体障がい者精神障がい者支援事業（事例）、子育て支援事業、高齢者介護支援事業等、

(3) 地域社会と連携が必要な事業

身近な地域課題を解決するために取り組むことが必要な事業

例：道路管理・整備事業（事例）、地域づくり事業（事例）、グラウンドワーク、地域防犯・防災事業、市街地活性化事業（事例）等

(4) 高い専門性が求められる事業

市民活動団体等の持つ特定の分野に関する専門性やネットワークを活かして取り組むことが有効な事業

例：芸術・文化・スポーツの普及に関する事業、生涯学習に関する事業、健康相談、IT人材育成事業（事例）等

(5) 計画立案に幅広く意見が必要な事業

施策について、計画立案する場合等、その分野における専門的知識や関心を持つ市民の意見を取り込む必要がある事業

例：基本条例や都市計画マスタープラン等の基本計画策定（事例）等

(6) 先進的な事業


先進的な自治体が行っている事業例

例：伊達市公募地方債事業（事例）、市民税1%助成金事業（事例）


9 協働の実践の事例

ここでは、伊達市の協働の取り組みや、先進地で実施されている協働事業の具体的な実践事例を紹介します。実際に協働事業を検討する場合は、以下の事例を参考にし、協働のイメージを膨らませましょう。


百花繚乱フラワーロード事業

実施団体	伊達市	協働の相手	市民・市民活動団体
<p>霊山地域の各種団体や住民グループが、それぞれ協力し、地域の身近な道路沿線に花苗を植栽し、育成しながら地域づくりや地域の環境美化を推進している。</p> <p>平成 21 年は、41 団体 752 人が参加、花苗 20,500 株を植栽し、花壇の表示板を設置、6 月～11 月まで花壇の手入れを行った。</p>			

高子沼環境美化活動事業

実施団体	伊達市	協働の相手	市民活動団体
<p>地域住民を主体に立ち上がった市民団体「高子沼を楽しむ会」が、市内の代表的な景勝地であり、地域住民の憩いの場でもある高子沼とその周辺の自然景観や、歴史遺産の環境美化活動などを通じて地域づくりに取り組んでいる。</p> <p>130 人ほどの会員が、高子沼の美しさを守りながら、年 3 回、沼全域の一斉除草作業を行い、以前にも増して、花見や散策が楽しめる憩いの場にしようと活動している。</p> <p>阿武隈急行高子駅をスタート地点に、高子二十境の名所などを巡る遊歩道「高子沼史跡巡り」ウォーキングコースの整備も考えている。</p>			

地区社協による福祉のまちづくり

実施団体	伊達市	協働の相手	地区社協
<p>梁川全域の小中学校区単位で「地区社協」を組織し、自治会・民生委員・婦人団体の役員が「福祉委員」となり小地域福祉活動を展開している。日頃から一人暮らし高齢者等、地区の福祉情報を把握し、身近な地域での見守り・支えあい・ふれあい活動を実施。年度ごと主体的に事業を計画し、伊達市社協と協働のもと「いきがい対策」「食事サービス」「安心安全の確保」等の事業に取り組んでいる。</p>			

健康生活支援手帳作成・配付事業

実施団体	伊達市	協働の相手	市民活動団体
<p>平成 21 年度、公募提案型協働モデル事業に応募された事業。</p> <p>「伊達市手をつなぐ親の会」が提案した事業で、障がい（精神障がい）のある人に対して、今まで家族や関係者がしてきたことや配慮してほしいことを書きとめて、第三者に正しく伝えることにより、適切な医療や教育・支援を行うために、障がい者の情報を記録する手帳を作成。</p> <p>この手帳作成は、親が亡くなった後、障がい者本人の情報を正しく第三者に伝え、安心して生活ができるようにすることが目的。</p> <p>障がい（精神障がい）がある人は、医療や教育・療育・福祉など多方面から多くの支援を必要としています。障がい者が支援を受けるためには、本人の生き立ちなどの成長や出来事の情報のやりとりがスムーズに行われる必要がある。</p> <p>また、本人が親から自立して、安全で安心して豊かな生活を送るためには、本人のことを間違いなく、きちんと伝える必要がある。</p> <p>しかし、現状は、障がいのある人の情報を、その家族しか把握していないため、病気やケガ、災害等で支援する人が、障がい等の情報を得られず対応に困っている。</p> <p>これを解決するために、この「健康生活支援手帳」を作成。手帳には障がいのある人の生き立ちや病歴、服薬、配慮してほしいことの情報が一覧された様式で記載されるため、社会的支援や対応がスムーズになると期待される。</p>			

梁川地域道普請

実施団体	伊達市	協働の相手	地域住民
<p>市民の快適な住環境の整備を図るため、自治会・町内会が地域住民（人夫）の出役を、市は原材料費、機械借上料等の負担及び技術指導、検査を行い、市と地域住民の手づくりのコンクリート舗装工事を行う事業。</p> <p>1．事業の内容</p> <p>（1）市と自治会・町内会の協働事業として、市が原材料と機械を発注し負担する。自治会・町内会が地域住民（人夫）の手によりコンクリート舗装工事を施工する。</p> <p>（2）予算として1路線100万円を限度とする。</p> <p>（3）対象路線は、市道に認定されている道路で幅員4m未満の市道とする。</p> <p>2．役割分担</p> <p>（1）市の役割 原材料費、機械借上料を負担する。 土木課が技術指導、検査を行う。</p> <p>（2）自治会・町内会の役割 地区ごとに工事路線を話し合いにより決定する。 地域住民（人夫）によりコンクリート舗装をする。</p>			



あじさいの小径まつり

実施団体	伊達市	協働の相手	市民・地域団体
<p>月舘地域の糠田6番組では、地域の緑化活動の一環として、平成5年から市道沿線にあじさいを栽培してきた。栽培後、地区住民全体で管理し、現在では、あじさいの名所として来場者も増加している。</p> <p>この地域環境美化運動を広くPRし、地域コミュニティづくりを進めるため、7月に「あじさいの小径まつり」を開催し、来場者に農産物の販売や湯茶サービス、あじさいの小径の案内を実施して交流を深めている。</p>			


諏訪野団地住環境整備・まちなみ環境づくり

実施団体	伊達市	協働の相手	市民
<p>「水と緑とともに、自然の再生と自然との共生を図ったまちづくり」を基本理念として開発された諏訪野団地は、住民が組織する管理組合組織「諏訪野会」及び「諏訪野町内会」が行政と「諏訪野建築協定・緑化景観協定」を結び、協議しながら快適な住環境の整備・維持管理を行っている。</p> <p>主な活動</p> <p>1. 諏訪野建築協定・緑化景観協定</p> <p>建築協定は、建物の配置、色や意匠、高さ制限など街並みを美しく見せるルールを設定している。また、緑化景観協定は生垣、樹木・樹種、植栽本数の基準を設けている。これらの協定は、住民による運営委員会によって管理され、承認審査から完成検査まで委員会で行う。</p> <p>2. 生活環境美化活動</p> <p>団地内道路の清掃を4月～11月まで毎月1回、全住民参加により行っている。</p> <p>1. 安全安心な居住環境維持</p> <p>街路灯は電球が行政から現物支給され、交換メンテナンスを住民が行っている。</p>			

NPO協働推進事業 / 地域シニアIT人材の育成

実施団体	岩手県	協働の相手	NPO法人
<p>NPOの持つ専門性や柔軟性、地域性を取り入れることで、行政サービスの質の向上やNPO活動の活発化を図り、政策形成段階からのNPOとの協働推進を目的とした事業。NPOからの事業提案を公募方式により募集し、県とNPOとの協働の先導的な事業としてふさわしい事業を選定して、委託している。</p> <p>その事業の一つである「盛岡広域シニアIT人材育成講習会等開催事業」は、高齢者を対象に講習会を開催して、パソコン技能の習得を図る機会を持つとともに、「パソコン何でも相談会」を開催し、シニアによるシニアのためのIT人材育成を行うというもの。</p>			

伊達市協働のまちづくり推進市民会議

実施団体	伊達市	協働の相手	市民
<p>市民と行政との協働のまちづくりを推進し、市民と行政が共に地域の特性を活かしたまちづくりを実現するため、平成 20 年 10 月、市民主体の伊達市協働のまちづくり推進市民会議を設置。</p> <p>2. 委員会の事務</p> <p>(1) 本市における協働のまちづくりの基本的な方針の検討に関すること。</p> <p>(2) 市民と行政の連携及び新たな関係の創造に関すること。</p> <p>(3) 協働のまちづくりを推進するための施策の検討に関すること。</p> <p>協働のまちづくり指針策定のため、市の協働のまちづくり推進本部ワーキンググループ員とともに検討作業を重ねている。</p> <p>この策定作業こそが、市と市民との協働による取り組みといえる。</p> <p>3. 主な取り組み</p> <p>(1) 協働のまちづくり指針策定に向けて 市長へ提言するための調査研究</p> <p>(2) 先進地視察</p> <p>(3) ワークショップ</p> <p>(4) 指針案の検討・提言</p> <p>(5) 地域座談会</p>			
			

伊達市公募地方債

実施団体	伊達市	協働の相手	市民(法人・団体等を含む)
<p>伊達市の協働の取り組みとして、市民の皆さんや市内の法人・団体などを対象として発行する伊達市公募地方債（住民参加型市場公募債）がある。</p> <p>「住民参加型市場公募債」とは、資金の使い途を明らかにして公募することにより、地方債の購入を通じて、市民の皆さんに市のまちづくりに参加していただくためのもので、地方債の新たな資金調達手段として全国の地方自治体で発行されています。</p> <p>伊達市では、平成 19 年度から通算 3 回発行を行い、各年度の発行額は 2 億円で、資金は学校施設整備事業や道路新設改良事業に活用しています。</p>			

市民税 1% 助成金事業

実施団体	千葉県市川市	協働の相手	市民活動団体
<p>協働の取り組みの一例として、千葉県市川市が実施している「市民税 1% 助成金事業」という事業がある。市川市の個人市民税 1% にあたる部分を市民活動団体に助成することを目的としたもので、交付される団体は納税者の投票によって決定され、決定した事業に投票した市民の個人市民税 1% 分が助成されるという特色ある事業。市民活動団体への理解を促すと共に、市民の納税に対する意識啓発も期待できる事業として、注目を浴びている。</p>			

第3章 協働のルールを知ろう

1 協働ルール

わたしたちは、協働への意識を高めながら、さらに発展させるため、3つのルールに従って協働を進める必要があります。

(1) 公募制を取り入れること

各種委員会や審議会等の委員には、公募制を取り入れる必要があります。

必要に応じて推薦制を取り入れる場合には、その理由を公開することが求められます。

(2) 企画立案から実施、評価までかかわること

事業の企画立案の段階から実施、評価までかかわることが重要です。そうすることで、市民のまちづくりへの意識を高め、市民目線に立った事業を展開していくことができます。また、事業結果の評価は、次の協働事業へ活かすことができます。

(3) 柔軟性をもって取り組むこと

従来 of 発想にとらわれることなく、より良い地域づくりのために、柔軟性をもって取り組むことが重要です。それによって、さらに新しい関係、協働に発展します。

2 協働のキーワード

(1) 市民の力(自らまちづくりへの貢献を果たす)

これからの協働推進にあたっては、行政のみが政策形成や事業の実施を行うのではなく、市民自身が市の政策への提案や事業の提案によって、まちづくりへの貢献を果たすことが重要となります。この取り組みは、市民意識の成熟・向上とともに、市民主体のまちづくりの実現と、陳情・請願主義からの脱却につながることを期待されます。

このような市民主体のまちづくりを目指すためには、市民のまちづくりに対する意識の改革や、自立が求められます。例えば、地域で施設や道路の整備が計画されたときに、住民が労力の提供で貢献するという「道普請」などの協働事業を提案し、市、議会での決定を経て、実施は市民主体で行う、という流れも考えられます。市民が、まちづくりの主体は自分たち自身であることを認識し、行政との対等の関係を築いてまちづくりを進めていくことが、市民の本来の力が活かされたまちづくりの実現に繋がります。

(2) 行政の意識改革(対等・平等・市民感覚)

協働を実践し、市民主体のまちづくりを実現するには、行政は具体的に何をすべきなのでしょう？職員が「協働」をしっかり理解して、市民と対等・平等の関係であることを認識することです。その上で、協働のパートナーとなる相手を理解し、よく話し合っ、お互いの果たすべき役割を適切に分担しながら、協働を実践していくことが必要となってきます。

さらに、職員一人ひとりが「地域に帰れば、自分も市民の一人」という感覚を持つことも重要です。市民から信頼される行政でなければ、協働の関係は生まれません。まず、わたしたち職員が意識を変え、自分自身も一市民であるという感覚を磨いて行くことで、市民の皆さんと行政の良い関係を築いていくことができます。

(3) 相互理解・情報共有

市民と行政がお互いの意識を変えることから、協働の可能性は広がります。ここで重要になるのは、「相互理解」と「情報の共有」です。

例えば、協働事業を実施するときに、市民も事業の計画立案・実施を担う主体ですから、市民が対等に市（行政）と話し合い、お互いの立場を理解し、情報を共有することができなければなりません。そのためには、行政側の協働に対する意識改革を図り、市役所全庁的に協働に取り組めるような環境や体制を整え、市民の提案力を求めていくことが重要です。加えて、市民側も地域課題や自分たちの役割について話し合い、行政との関係や役割分担について、しっかりと意識を共有しなければなりません。

協働は、どちらか一方の主導ではなく、市民と市（行政）との対等・平等の関係を明確にして、適切な役割分担のもとに行われる取り組みであることを常に意識して実践することが重要です。

3 協働を進めるための、わたしたち職員の心得

(1) 対等・平等のわたしたち

協働を実践するにあたっては、まず、協働のパートナー（地域コミュニティやNPOなど）とわたしたちが、対等・平等の関係であることを常に心がける必要があります。これからのまちづくりは、市民の皆さんとわたしたちが、みんなで担っていくものであることを意識することが重要です。

(2) 協働は相手を理解することから

パートナーとしての相手をよく知り、理解するよう努め、お互いの存在を認め合うことで、新しい協働の関係が生まれることを意識しましょう。わたしたち職員が、協働に対する理解を深め、市民の皆さんと信頼関係を築いていくことが、

魅力的で個性あふれる地域づくりの実現に繋がっていくことを考えながら「相手をよく知る」ことに努めることが重要です。

また、市民ニーズを把握するためにも、市民の意見を聴き、常に市民感覚を持つ必要があります。

(3) 分かりやすい説明(説明責任)

協働を進めるためには、お互いの立場を尊重しながら、一緒に考えることが必要です。そのために、パートナーの立場に立って分かりやすく説明することが重要です。「お役所言葉」を使わないことはもちろんですが、説明する場合に、図や表を用いるなど工夫することも重要です。

(4) 目的・目標・役割分担

協働の事業を企画するときは、まず、お互いが「なぜこの事業を実施する必要があるのか」その意識を共有して、事業の明確な目的を立てます。その目的を達成するための、具体的で適切な目標設定を協働で行い、事業を実施するためのお互いの役割分担を明確にすることが必要です。

(5) できることから始め、人の意欲を引き出す

協働の意識を持った地域づくりや事業の企画を行うことで、思いがけないアイデアが生まれる可能性があります。行政だけでは対応できない地域の課題は、市民の皆さんの力を引き出し、協働で取り組むことによって、解決できることもあります。「協働」は、どちらか一方が単独で事業を行うよりも、さらに実効力のある手段・方法を生み出し、より効果的な事業の成果を得ることが期待できます。

さらに、より多くの人に参加しやすい事業を協働で考え、関わる人の輪を少しずつ広げることによって、新しい協働の種が芽生えることもあります。

第4章 協働を実践しよう

1 全体の流れ

協働事業を検討するときは、まず、既存事業の課題の洗い出しや、事業に対する新しいニーズを把握することが第一です。

その上で、事業に協働を取り入れる必要性や協働の形態・手法を明確にした企画を検討し、協働のパートナーを選定する準備を進めます。

ここで重要となるのは「無理に協働を取り入れる必要は無く、協働によって事業効果の更なる向上が期待できるときに、協働事業の検討を進めて行く」ということです。

また、各部署で業務の専門性の問題や法的制約があり、協働事業の実践が難しい場合は、日常の業務でできることから協働に取り組み、市民との協働意識を高めて行くことを心がけることが重要です。

協働で事業を実施するときの全体の流れ

ステップ1 内部検討段階

- 1 - 1 現状の把握
- 1 - 2 事業目的・目標の明確化
- 1 - 3 協働の形態・手法を検討する
- 1 - 4 企画案・予算案の作成
- 1 - 5 協働のパートナーを選択する
- 1 - 6 パートナーとの話し合いと協定書の作成

計画しよう

ステップ2 実施段階

- 2 - 1 事業の実施
- 2 - 2 進捗状況の確認（中間評価）
- 2 - 3 情報公開と説明責任

実施しよう

ステップ3 評価段階

- 3 - 1 協働事業の事後評価
- 3 - 2 情報公開
- 3 - 3 次回への反映

振り返ろう

2 協働事業の基本的な流れ

ステップ1

内部検討段階

1-1 現状把握

現状を把握する
問題点を明らかにする

事業を実施する前に、その事業が協働事業にふさわしいかどうかに関わらず、まず、事業に関する状況や背景などを調査し、現状を把握することが必要です。

【1-1-1 現状把握のいろいろな方法】

類似事業の調査、 他市の状況・事例の調査、 市民の声などの傾向調査
当事者の意見聴取、 アンケート実施による市民意向やニーズの把握、
新聞記事等による市民ニーズ・世論の把握など

1-2 事業目的・目標の明確化

事業の「課題」、「目的」、「成果目標」
を明らかにする

現状を踏まえ、最終目的を明確にした上で、その最終目的を達成するための一つとして、事業を企画します。そのため、まずは、次のことについて検討し、明確にします。

【1-2-1 検討する】

何が問題なのか
民でできることは民で
市の方針・計画と整合するか
なぜ協働するのか
どう協働するのか

【1-2-2 整理する】

課題「取り組むべきテーマ」
事業目的「実現しようとするもの
は何か」
成果目標「いつまでに、どの程度
まで実現させるか」

1-3 協働の手法の検討

協働の理由を明らかにする
協働の目的・成果を明かにする
協働の手法（形態）を検討する

1-1、1-2で現状を把握し、事業の目的・成果目標・課題も明らかになりました。

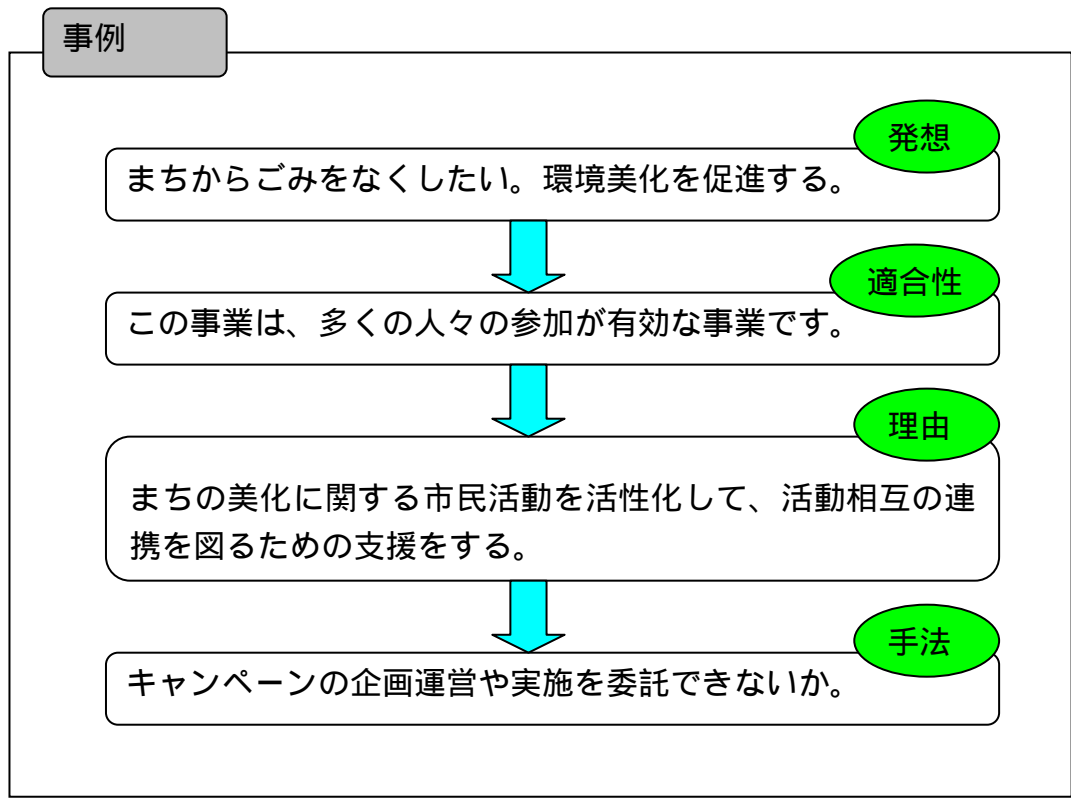
次に、事業を進めていく手法を検討します。

【1-3-1 適合性を検証する（P12）】

多くの人々の参加が有効な事業
きめ細かな対応が求められる事業
地域社会との連携が必要な事業
高い専門性が求められる事業
計画立案に幅広く意見が必要な事業
先進的な事業

【1-3-2 検討する】

協働が適しているかを検討する
協働の理由を明らかにする
協働の目的・成果を明かにする
協働の手法を検討する
協働の手法（P6～7）
協働の実践事例等（P13～16）

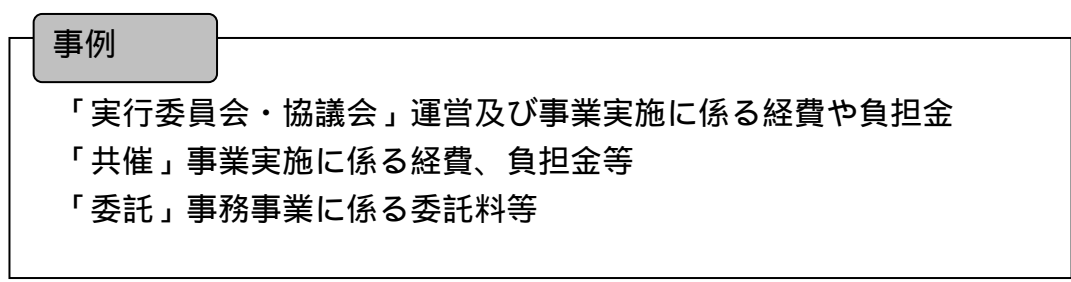
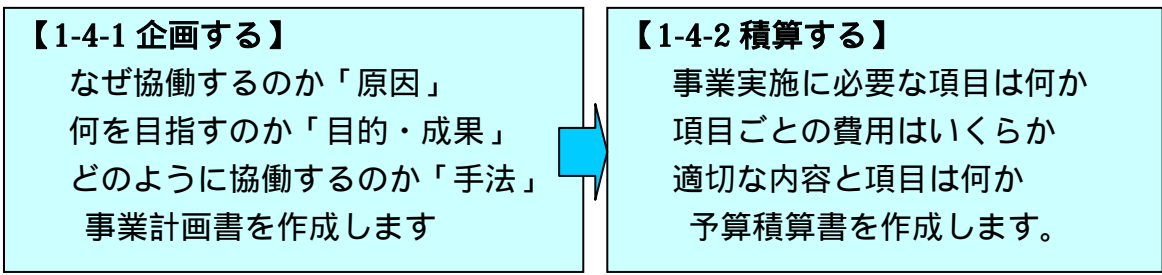


1-4 企画・予算案の作成

協働事業を進めていくにあたり、今まで検討してきた目的・目標・手法が決まったら、事業の企画案を作成します。

また、事業に必要な経費を積算し、予算案としてまとめます。

必要な経費をすべて上げ、そこから、創意工夫することが必要です。「協働だから安価でもいい」という、安上がりの下請け的な考えの積算は避けるべきです。



1-5 協働のパートナー選びと「事前評価」

協働により、事業を進めていくパートナーを探します。事業を確実に進め、目的を達成するためには、協働事業を確実に実施でき、また、事業目的を共有できるパートナーを選ぶことが重要です。

【1-5-1 募集する】

協働事業の内容を明らかにし、パートナーを募集します。

募集・選択にあたっては、広報紙やホームページで広く情報を発信し、公平性・透明性の確保を図ることが必要です。

【1-5-2 選択する】

協働の相手を決定します。

必ず「基準」「方法」「結果」等の情報を公表することが必要です。

【1-5-3 事前評価する】

内部検討を事前評価します。

内部検討段階の最終作業のため、基本的に行政が実施します。

1-6 協働のパートナーとの話し合い協定書の作成と「中間評価」

協働事業を成功させるためにも、協働の相手とは事業実施前に協議の機会を多く持ち、お互いが持っている資源や情報を共有し事業実施のための詳細事項をあらかじめ決めておきます。

協議した内容については、お互いに合意し、合意した内容を基に協定書等の締結を行います。

【1-6-1 協議する】

お互いの資源を認識、情報を共有します。

課題、目的、成果を再検討します。

パートナーと行政の役割、責任分担等を明らかにします。

事業の実施計画を具現化します。

その他事業実施に関して、必要な事項を明らかにします。

【1-6-2 協定書を締結する】

役割と責任の分担を明記します。

必ずしも締結の必要はありませんが、同様の内容を確認する必要があります。

【1-6-3 協議を中間評価する】

協議段階を中間評価します。協議の内容が、ある程度固まった時点で、両者が評価し、議論することで協議不足や課題を発見できます。

協定書を締結するには（P31～32 参照）

ステップ2 実施段階

2 - 1 事業の実施

いよいよ事業実施です。協議段階で協働のパートナーと協議し、必要事項を決定すれば、後は、事業の目的達成に向けて実施計画に基づき実施します。

2 - 2 進捗状況の確認

事業実施中の進捗状況は、パートナーと行政が、お互いに適正に管理することが重要です。また、お互いの進捗状況は、打ち合わせ等で確認し、情報の共有化に努めることが重要です。

2 - 3 情報公開と説明責任

実施内容、状況についても段階に応じて情報公開していくことが重要です。また、市の政策や事業の計画段階で、事前にその内容や必要性についても説明し、市民の理解を求めていくことも重要です。

ステップ3 評価段階

3 - 1 協働事業の事後評価

事業が終了したら、お互い、そのプロセスや評価を振り返り、次回への課題や事業を企画するときの参考となるような反省点を洗い出して、評価・報告書としてまとめます。

中間・事後の評価は行政だけでなく、パートナーも同時に行います。

3 - 2 情報の公開

事業の実施と評価を公開し、事業の実施による成果と問題点等について明らかにします。

3 - 3 次回へ反映

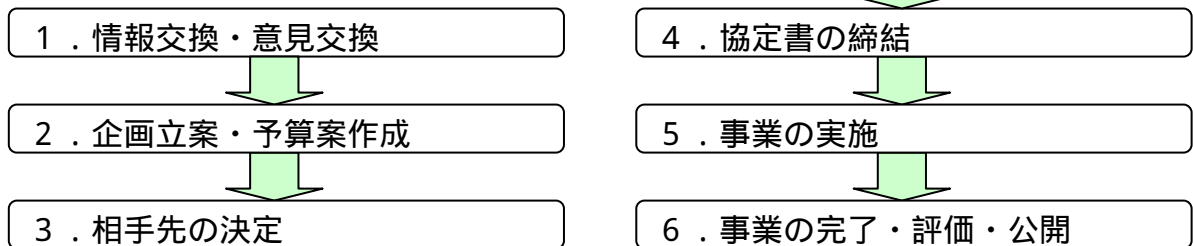
事業の実施経過と成果をしっかりと振り返って、次回の事業を企画・実施するときに活かすことが重要です。

以上で事業は終了です。成果や反省をしっかり次年度に活かすことが重要です！

3 協働の手法(形態)別の実施手順

(1) 共催

フロー



手順の詳細

ア 企画立案・予算案作成

- ・企画趣旨、目的、事業期間、参加者等、事業の設計を行い、予算案を作成します。

イ パートナーの決定

- ・パートナーの決定は、公募による選定や、指名による方法が考えられます。

ウ 協定書の締結

- ・事業目的、事業内容、役割分担、費用分担、責任の所在、事業期間等についての基本的事項を定めます。

エ 事業完了・評価・公開

- ・実績報告、成果報告、収支決算書を基本とした事業報告書を市とパートナーの双方で作成します。
- ・評価シートにより、市とパートナーの双方が評価を行います。
- ・事業の実施と評価を公開し、事業の実施による成果と問題点等について明らかにし、次に活かします。

(2) 実行委員会

フロー



手順の詳細

ア 企画立案・予算案作成

- ・企画趣旨、目的、事業期間、参加者等、事業の設計を行い、予算案を作成

します。

イ 実行委員公募

- ・ 市政だより、市ホームページ等の広報媒体を活用し、公募を行います。
- ・ 必要に応じて説明会を開催します。

ウ 実行委員会規約の作成

- ・ 実行委員会の組織構成、役割分担については、規約を作成し明確化することが大切です。

エ 実行委員会の開催

- ・ 実行委員会の事務局など、市がその運営のすべてを取り仕切るということではなく、役割分担を行い、市民主体の運営を心がけることが大切です。

オ 事業完了・評価・公開

- ・ 実績報告、収支決算書を基本とした事業報告書を市とパートナーの双方で作成します。
- ・ 評価シートにより、市とパートナーの双方が評価を行います。
- ・ 事業の実施と評価を公開し、事業の実施による成果と問題点等について明らかにし、次に活かします。

(3) 事業提案(市の提案・団体等の提案)

フロー



公募から契約(協定)締結まで、概ね2カ月から3カ月かかります。

手順の詳細

ア 事業内容の決定

- ・ 市民活動団体等がその特性や能力を十分に活かした企画提案を行えるよう、公募する事業の内容については骨格的なものにとどめます。

イ 応募資格の決定

- ・ 協働事業の目的や内容に応じ、応募資格の要件を定めます。
以下の項目(絶対要件)については、必ず定めるものとします。

絶対必要な要件

- 1．不特定かつ多数の人の利益に寄与する公益性のある活動をしている団体であること。
- 2．収益を関係者で配分せず事業に使う非営利の活動をしている団体であること。
- 3．公的機関等ではなく、民間の団体であること。
- 4．政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- 5．暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動団体ではないこと。
- 6．第三者に損害を与えた時に、補償等に対応できる保険に加入できる団体であること。

その他の必要な要件例

- 1．法人格を有する団体であること。
- 2．過去に公募した事業と同種または類似した事業を実施した実績があること。
- 3．市内に事務所を有し、かつ、市内を中心に活動していること。
- 4．1年以上継続して活動していること。
- 5．組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）があること。
- 6．事業の連絡責任者が特定され、事業の成果報告ができること。

ウ 募集要項の作成

- ・提案の具体的な手続きや、提案で市が求めているものについて、応募する側に分かりやすく説明する「募集要項」「協定書（案）」「仕様書（案）」「企画提案書」等を作成します。

エ 公募

- ・市政だより、市ホームページなどの広報媒体により、多くの市民活動団体等が応募できるよう情報を発信します。

オ 説明会の開催

- ・協働で実施する事業について応募者の理解を得るために、説明会を開催します。
- ・説明会の開催についても、市政だより、市ホームページの掲載など、さまざまな方法により、多くの市民活動団体等が参加できるよう情報の発信に努めます。

カ 事業申請書（企画提案書）の提出

- ・事業申請書（企画提案書）のほか、応募資格や事業遂行能力などの確認のため、組織体制や実績が分かる資料（団体の規約や会則、直近の収支予算書、事業計画書、収支決算書等）も提出してもらいます。
- ・提出書類の種類、提出期限、提出方法等については、あらかじめ募集要項に明記しておく必要があります。

キ 選考

- ・協働事業の審査会により、応募団体の選考を行います。審査会についても要

項等を作成し基準等を明確にする必要があります。

ク 契約（協定）の締結

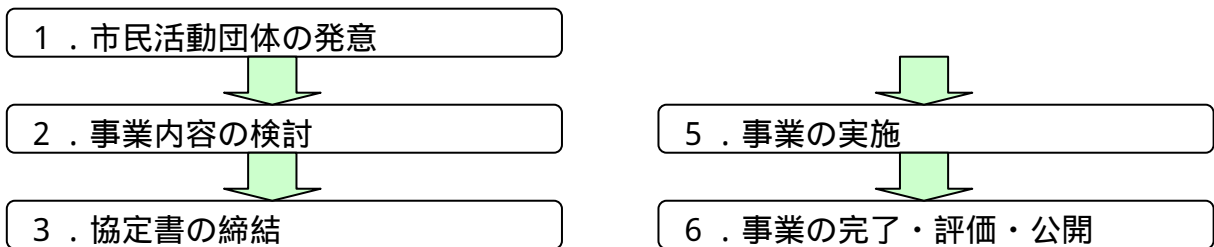
- ・選定された応募団体と十分な協議・調整を行い、「契約書」「協定書」を取り交わします。（協定書例、P31・32 参照）

オ 事業完了・評価・公開

- ・事業完了後、実績報告・成果報告・収支決算書を基本とした事業報告書の提出を求めます。
- ・評価シートにより、市とパートナーの双方が評価を行います。
- ・事業の実施と評価を公開し、事業の実施による成果と問題点等について明らかにし、次に活かします。

(4) 事業協力

フロー



手順の詳細

ア 事業内容の検討

- ・市民活動団体が自主的に行う事業に対して、市が事業協力することで、より効果が上がるかを検討し、事業協力を行うかを決定します。事業協力を行うことになった場合は、その目的を両者で確認し共有します。

イ 協定書の締結

- ・事業目的、事業内容、役割分担、費用分担、責任の所在、事業期間等についての基本的事項を定めます。（協定書例、P31・32 参照）

ウ 事業の実施

- ・市民活動団体の活動を知るためにも、必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施状況を確認しましょう。
- ・事業を実施している間、必要に応じて意見交換をする機会を設けます。

オ 事業完了・評価・公開

- ・実績報告、収支決算書を基本とした事業報告書の提出を求めます。
- ・必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果を確認します。
- ・評価シートにより、市とパートナーの双方が評価を行います。
- ・事業の実施と評価を公開し、事業の実施による成果と問題点等について明らかにし、次に活かします。

4 協働事業を実施するうえでの留意点

(1) 協働事業は市民の評価を受けて成り立つ

協働は、市とパートナーの二者だけの関係ではありません。協働を行うことの目的と意義は、共通の目的に沿ったより高いサービスを市民に提供することです。

例えば、協働による委託と、協働でない委託の違いは、その委託の内容と事業の目的と成果のすべてが受益者としての市民に開かれ、100%市民の利益になっているかどうかということです。

したがって、協働事業の評価にあたっては、この第三者（受益者である市民）からどう評価されるかが重要です。

仮に市民（パートナー）と市がお互いに両者の関係に満足していたとしても、受益者である市民から評価されなければ、協働とは言い難い、単なる自己満足に過ぎません。

(2) 職員一人ひとりが「市役所の看板を背負っている」という自覚を持つ

市民に対して、行政の「縦割り」は通用しません。自分が直接担当する仕事以外の話しても、市役所の職員として真摯に対応する必要があります。行政内部の連携や調整は、それを受けた職員自身の仕事であり、責任を持って担当課へ引き継いでください。

また、協働で行う事業についても、事業の中に優先順位があり、これについても責任を持って説明することが職員の大切な仕事です。

(3) 「金」をだしたら、「口」も出す

「金を出しても、口は出さない」ことが市民（協働のパートナー）にとってよいことだという誤解もあります。

もちろん、市民活動を行政の下請けと考えることは間違っていますが、公金を支出する以上、市はそれが適切に使われるように最善の注意を払い、その結果について納税者・主権者である市民全体に説明する責任があります。

(4) 協働事業の共有化を図る

協働事業をスムーズに進めるためには、市民が「いつ、どのようにすれば参加できるのか」について、事前に知り、準備を行うだけの時間が必要です。

このため、協働事業の実施にあたっては、公募期間や協議期間の設定に配慮する必要があります。協働すべき事業に関わる情報を、可能な限り早期に公開し、共有できるようにしてください。

特に事業委託の場合は、「丸投げ」とならないように、相手の自主性・自立性を尊重しながら連携を密にして進行管理を行うことで、協働事業の効果を高めるとともに、不測の事態の発生防止に繋がります。

(5) 個人情報の取り扱いに注意する

協働事業で、パートナーへ情報提供等を行う場合は、守秘義務に違反しないよう、個人情報の取り扱いには特に注意する必要があります。

市民活動団体等の協働のパートナーが、個人情報に関する損害を含む損害を第三者に与えた場合は、補償等に対応できる保険に加入することを義務付けることも必要です。

目的 = 成果とは限らない！？

必ずしも「協働の目的・成果」 = 「事業の目的・成果」ではない。
もちろん「協働の目的・成果」 = 「事業の目的・成果」となる場合もありますが、常に同じになるとは限りません。

むしろ一般的には、「協働の目的」に「事業目的の達成」が含まれ、その他に「NPO等のパートナーとの信頼関係を築くこと」「NPO等のパートナーを支援すること」などが加わることが考えられます。

「事業の目的・成果」とは別に、「協働の目的・成果」についても文章や図表で明らかにし、共有しやすいものにしておく必要があります。



説明責任(アカウンタビリティ)

市は、市政運営やまちづくりのあらゆる面で理解を得るために、市民やNPO等市民活動団体や企業等に、施策や事業内容を分かりやすく説明する責任があります。

また、これまでのように、事後の説明だけではなく、政策や事業の計画段階の早い段階で、事前に事業の内容や必要性を詳しく説明して、市民の理解を求めなければなりません。

協定書を締結するには

協働事業を行うにあたって、責任と役割分担を明確にするため、パートナーと市が協定書を締結する場合があります。なお、協定書は必要に応じて締結するもので、何らかのかたちで協定書と同様の内容が定められている場合は、あらためて、協定書を締結する必要はありません。協定書を例示するすると次のようになります。（例：公募提案型協働モデル事業協定書）

「(事業名)」に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と（団体名）（以下「乙」という。）は、「(事業名)」(以下「協働事業」という。)について、役割分担及びその他の事項を定めるものとして、次の条項の協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲と乙が対等なパートナーシップのもとに、それぞれ自立性と自主性を持って協働事業に取り組むことで、地域の多様な課題を解決することを目的として締結する。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成 年 月 日までとする。

（協働の内容）

第3条 協働の内容は、次のとおりとする。

（1） 甲

- ア 提案書に記載する（事業名）実行委員会等に参加し、よりよい成果となるよう、乙と共に内容の検討・調整を行う。
- イ 乙と共に、提案書に記載する（事業名）に関する情報を共有する。
- ウ （事業名）に関する事業の情報を積極的に市民に広報する。
- エ 乙と共に、（事業名）の実施に関し、必要な人材等の確保を図る。
- オ （事業名）の活動に必要な場所等を手配する。

（2） 乙

- ア 協働事業者として、（事業名）の安定的かつ効果的な運営を図る。
- イ （事業名）の実施に関し、実行委員会等を設置し、よりよい成果となるよう、甲と共に内容の検討・調整を行う。
- ウ 甲と共に、（事業名）の実施に関し、必要な人材の確保を図る。

（情報の共有）

第4条 協働事業の円滑な進行及び市民福祉の増進を図るため、甲及び乙は、お互いに積極的なコミュニケーションを図り、お互いの持つ協働事業に関する情報を共有する。

(秘密の保持等)

第 5 条 甲及び乙は事業の実施に当って知り得た個人情報等の情報を第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じる。

(公開の原則)

第 6 条 この協定の他、協働事業に関する事項は、公開を原則とする。

(事業の変更、中止等)

第 7 条 甲及び乙は、それぞれ事業を変更し、若しくは中止しようとするとき又は事業費に著しい変動があることが明らかになったときは、速やかに相手方に協議を申し入れ、措置を決定する。

(事業成果の帰属)

第 8 条 事業の成果は、甲及び乙の双方に帰属し、事業完了後もそれぞれの活動に利用することができる。

(協働事業の報告、評価等)

第 9 条 甲及び乙は、双方協力して、事業終了後に事業実績報告書を作成するとともに、事業実施の評価を行わなければならない。

(事業の安全等)

第 10 条 乙は事業の実施に伴い、事故のないよう安全に留意し、法令を遵守し、自己の責任において取り組むこと。

2 本事業において乙が引き起こした事故及び第三者との紛争については、乙の責任において対処するものとし、甲は責任を負わない。

(その他)

第 11 条 この協定書及び実施要領に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

住所 伊達市保原町字舟橋 1 8 0 番地
甲

氏名 伊達市長 印

住所
乙

氏名 印

協働事業と個人情報の保護
協働事業を行うにあたり、お互いの情報を提供することは当然ですが、個人情報保護の観点から個人情報の取り扱いは慎重に行わなければなりません。

第5章 協働を評価しよう

1 評価の考え方

「協働の評価」は、行政だけが行うものではありません。協働の評価方法は、当事者双方が協議し、事業の各段階での確認や、事業終了後に行うことが必要です。

協働の評価については、お互いの視点での評価項目によりシート等を作成し、評価することが必要です。

2 評価の段階

協働の評価は、

- (1) 協働によって市民と行政にどのような効果、変化をもたらしたか。
- (2) 協働事業が受益者や社会にどのような効果があったか。
- (3) 協働事業の実施プロセスがどうであったか。

など、さまざまな視点があります。

このマニュアルは、(3)の実施プロセスを評価することに重点をおいて、行政と市民の双方がお互い自己評価し、評価結果を協議することによって、よりよい協働の実現を目指します。

3 評価のプロセス

(1) 何のために評価するのか(目的)

評価については、事業の成果だけでなく、協働や事業の過程を共通の仕組みで評価し、課題の共有や改善に活用することが重要です。

(2) 何を評価するのか(対象)

内部検討、協議、実施、終了の各段階の過程と事業の成果を評価します。

(3) だれが評価するのか(主体)

すべての当事者が評価します。なお、市民や受益者の評価は別途行います。

(4) どのように評価するのか(手法)

評価は、評価項目によりシートを作成します。双方で評価し、評価の共有化を図ります。よりよい協働を目指し、両者が一緒に事業を振り返ることが重要です。

(5) 評価を公表する(情報公開)

事業終了後、協働事業の成果として、実績報告書等を作成して公表します。

第6章 用語と資料

1 用語(五十音順)

行	用語	意味
ア	アダプト・プログラム(里親制度)	アダプト(adopt)とは、英語で「養子にする」という意味の言葉であり、主に公園や河川などの公共の場を「地域の養子(子ども)」に見立てた環境美化事業を、市民と行政が協働で行う制度のことです。
	新しい公共	従来のように、行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、企業やNPO、市民活動団体など、さまざまな主体と協働して、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、福祉などの公共サービスを行うことです。
	NPO	Non Profit Organizationの頭文字を取った略称で、法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など、一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体を言う。一般的に、市民活動団体やボランティア団体、NPO法人も含めた総称として用いられることが多い。
	NPO法人	上記のNPOの内、「特定非営利活動法人」のみを示します。特定非営利活動促進法が、通称「NPO法」と呼ばれていることに由来しています。
カ	協働	コラボレーション、パートナーシップが用いられることも多い。 市民と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、対等な立場でお互いの特性を活かし、役割を担い合い、それぞれの目的意識を持って、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、相乗効果をあげながら力を合わせて取り組むことを意味します。
	協働のまちづくり	市民と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、対等な立場でお互いの特性を活かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、よりよいまち(地域)をつくっていくことが「協働のまちづくり」です。
	グラウンドワーク	市民と行政が連携・協力して専門的な組織をつくり、地域の実践的な環境改善活動を進める方法です。
	公共的課題	少子高齢化の進展に伴い、公共サービスは保育や介護などの分野で広がりを見せ、ニーズが多様化しており、税収減による自治体の厳しい財政状況も加わり、行政だけで公共サービスを支えるのが難しくなっていることです。

	コミュニティ	「共同体」。同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会のこと（地域社会）。主に市町村などの地域社会を意味します。
サ	住民自治	<p>住民自身の意思と責任において、地域における住民生活に直接関係をもつ公共、共同の事柄の監督・運営を、住民自身の手により行うこと。本来、自治体の運営は、その自治体の住民の意思に基づき、住民自身の手によって行われるべきという考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決を、その地域の住民と自治体が、対等の立場で行うことを意味します。</p> <p>自治（地方自治）とは本来、住民が主体である「住民自治」と、国から独立した地方公共団体が自らの責任において地方を運営する「団体自治」とで構成されます。特に、地方分権が進められる中では、「住民自治」と「団体自治」が両立した行政運営を目指し、自己決定と自己責任による、住民主体の行政システムの構築が求められています。</p>
	市民	<p>市内に在住し、または勤務し、もしくは通学する個人。地方自治法で規定する市内に住所のある人のほか、市内に住んでいるすべての人であり、国籍・人種の区別はありません。市内に勤務・通学するなどまちづくりに関わりをもつ人を含みます。また、個人のほか、NPOなど市民活動団体、町内会・自治会及び企業等も含みます。</p>
	市民参加	<p>行政が企画した事業やイベント、あるいは市政に対する意見募集に市民が参加すること。市の重要な施策に市民の声を反映し、市民に近い市政運営を図ることができます。</p>
<p>市民参加と協働の違い</p> <p>市民参加とは、行政が企画した事業やイベント、あるいは市政に対する意見募集に市民が参加することです。市の重要な施策に市民の声を反映して、市民に近い市政運営を図ることができます。</p> <p>一方、共通の目的をもって、お互いの知恵を出し合いながら、問題の解決や事業の企画・実施に取り組むことが協働です。また、市が実施する事業などへの市民の参加を呼びかけた場合、実施する際の責任は市にあります。協働で取り組む場合には、責任は両者にあります。協働で事業を行う場合には、お互いの立場や対等の関係を理解して、協力し合うことが協働の基本な考え方です。</p>		
	市民活動	市民が自主的に行う公益性のある活動で、営利のみを目的としないもの（特定の政治や宗教の普及・啓発活動は含まない）です。市民の自主的・自発的な意思に基づく、地

		域のさまざまな課題解決を目指した活動は、今後のまちづくりの新たな担い手として期待されています。
	説明責任 (アカウントビリティ)	市の責務として、情報共有のために、ただ単に情報を提供するだけではなく、市政運営やまちづくりのあらゆる面で、市民の理解を得るために、分かりやすく説明する責任があることを意味します。また、これまでのように、事後の説明にのみ重点をおくのではなく、市の政策や事業の計画段階で、事前にその内容や必要性を説明して、理解を得ることも示しています。
タ	地域コミュニティ	市民が共同体意識、または連帯感を持って生活する一定範囲の基礎的な近隣社会。核家族化や生活様式の変化、あるいは価値観の多様化や情報社会の進展などにより、地域住民の助け合う意識の低下や、地域の課題を解決する力が懸念される中で、地域に根ざした魅力ある地域づくりのため、地域コミュニティの振興が求められています。
	地域計画	地域住民による地域構想。地区の公園整備、街路整備、教育、福祉、さらには地区でのものづくりや産業も含めた構想を、市民が主体となって、市からの情報や技術的支援を得ながら策定し、行政は、それを市の施策や計画に盛り込むことを検討、あるいは具体的な事業実施の際に、その運営を支援する。地域住民の知恵と、行政からの支援との「協働」で地域の経営を支えようという取り組みです。
ハ	パブリック・コメント	行政が政策等の原案の段階で、その趣旨や目的、内容を公表し、広く意見を募り、その内容を検討・考慮して政策等の決定を行う一連の手続きのこと。英語の public comment という言葉は、このような一連の手続きで出された「意見」の意味で使用されますが、日本では、この一連の「手続き」自体を「パブリック・コメント(市民意見公募)制度」と捉えています。
	プラットフォーム	多様な人々が参加し、協議・相談する場(物ごとの基礎となるもの、場)市民のアイデアを、より広い分野で行政施策に反映していくには、市民からの提案を受け、事業化を検討していくような提案制度が必要となる。プラットフォームは、こうした市民の思いと関係者を結び、事業化に向けた協議・調整の場としての機能を持っています。

ボランティア	一般的に、自主的・自発的に社会に貢献する活動、または、その活動を行う「個人」のことをいいます。
<div data-bbox="327 297 692 344" style="background-color: #00FFFF; padding: 2px;">ボランティアって何？</div> <p data-bbox="327 353 1353 869">「ボランティア」という言葉には、「志願する」という意味があり、自ら進んで、自己の責任で、地域の課題解決に取り組むことが、本来のあり方です。しかし、ボランティアは基本的には無報酬であるので、その活動意欲や能力を、単なる労働力として扱われることも少なくありません。ボランティアの「自発性」は、地域社会の問題を解決するための大きな力です。また、ボランティアには、個人の意思で活動を行う場合と、その個人が集まって、組織の形態をとって活動する「ボランティア団体」があります。この組織化されたボランティア活動に関しては、活動を進めるうえで、参加してくれた人に対する感謝の気持ちとして、弁当や交通費程度の実費が支払われるケースがあります。これが有償ボランティア制度の考え方です。</p>	

【参考資料】

- 1．北上市協働手順書（平成 18 年 11 月岩手県北上市）
- 2．八戸市協働推進マニュアル（平成 18 年 4 月青森県八戸市）
- 3．国分寺市市民活動団体との協働事業の手引き（平成 19 年 5 月東京都国分寺市）
- 4．市原市職員のための協働ガイドブック「入門編」（平成 21 年 3 月千葉県市原市）
- 5．千葉県市川市ホームページ
- 6．伊達市協働のまちづくり指針（平成 22 年 3 月伊達市）

2 資料

(1) 伊達市附属機関等の委員の公募に関する要綱

伊達市附属機関等の委員の公募に関する要綱 (平成20年9月1日告示第82号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の市政への参画と協働を促進し、市政に対する理解と信頼を深め、公正で透明性の高いまちづくりを推進するため、附属機関等の委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有識者 審議する事項に関し識見を有する者をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (3) 附属機関に類するもの 附属機関に準ずる機関で、市民、関係団体、有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、条例、規則、規定、要綱等に基づき市が設置する協議会、委員会その他の合議制の機関をいう。
- (4) 附属機関等 附属機関及び附属機関に類するものをいう。

(公募委員の定数枠)

第3条 附属機関等の委員の定数には、附属機関等の所掌事務に照らし委員の公募が適当でないとい認められるものを除き、公募委員の定数枠を設定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる附属機関等については、公募委員の定数枠を設定しない。

- (1) 行政処分に関する審議等を行うもの
- (2) 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの
- (3) 法令等の規定により委員の資格が制限されているもの
- (4) その他公募委員の定数枠を設定することが適当でないとい認められるもの

3 公募委員の定数枠は、当該附属機関等の全委員の定数の10パーセント以上とする。

4 公募委員の定数枠を設定した場合において、応募がなかったとき、応募人数が定数に満たなかったとき、又は選考の結果定数に満たなかったときは、指名その他の方法により委員を選出することができる。

(公募委員の応募資格)

第4条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市に1年以上居住している者
- (2) 公募委員に選任される日において、本市の他の附属機関等の委員でない者
- (3) 国若しくは地方公共団体の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

2 附属機関等の設置目的、委員構成その他の附属機関等の概要を勘案し特に必要であると認める場合は、前項の規定にかかわらず、他の条件を付し、又は条件を変更して公募することができる。

(公募の方法)

第5条 公募は、市広報紙及び市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとし、2週間以上の応募期間を設けるものとする。

2 公募を行う場合に周知する項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 附属機関等の名称、審議内容及び任期
- (2) 公募する委員の定数
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 応募期間
- (5) 選考方法
- (6) 委員の報酬
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他周知することが必要と認められる事項

(応募の方法)

第6条 公募委員の応募は、次に掲げる事項を記載した応募申込書(別記様式)を提出することにより行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 住所、氏名、生年月日及び連絡先
- (3) 現在の職業
- (4) 職歴(主なもの)及び各種団体等での活動経験
- (5) 応募の動機
- (6) 他の附属機関等の委員の経験(現在応募中のものを含む。)

2 前項の応募においては、小論文等その他必要な書類の提出を求めることができる。

(選考委員会の設置)

第 7 条 公募委員の選考は、選考委員会を設置して行うものとする。

2 選考委員会は、3人以上の委員により構成するものとする。

3 選考委員会は、あらかじめ選考手順及び選考基準を定めるものとする。

(選考の方法)

第 8 条 選考委員会は、当該附属機関等の設置目的等を考慮したうえで、次の方法により公募委員の選考を行うものとする。

(1) 応募申込書による審査

(2) 小論文等による審査

(3) 面接による審査

(4) その他市長が適当であると認める方法による審査

(選考結果の通知及び公開)

第 9 条 選考の結果については、応募者全員に対し通知するとともに、公募により選考された委員の氏名を公開するものとする。

(庶務)

第 10 条 この要綱に規定する公募に係る事務は、当該附属機関等を所管する課等が行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布のから施行する。

(2) 伊達市パブリック・コメント制度実施要綱

伊達市パブリック・コメント制度実施要綱 (平成19年7月13日告示第69号)

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見公募(以下「パブリック・コメント」という。)制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、本市の施策等に関する計画及び条例等(以下「計画等」という。)の意思形成過程における市民参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

【考え方】

- 1 パブリック・コメント制度は、市民等の意見を市政に反映する制度であり、計画等の立案から最終的な案の決定までを公開し、意思形成過程における公平性の確保と透明性の向上を図ることにより、市民が参画する「協働のまちづくり」を推進することを目的とします。
- 2 従来は、各部門の判断でパブリック・コメント制度と類似した手法で計画等を策定してきましたが、この制度の導入により市としての統一したルールが確立されます。
- 3 この制度は、公表した計画案や条例案自体の賛否を問うものではありません。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 市の計画等の策定にあたり、当該計画等の趣旨、目的、内容等を公表し、これらに対する市民等の意見を考慮して意思決定を行う制度をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する者

【考え方】

- 1 国において平成11年に閣議決定した「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」、いわゆるパブリック・コメント手続が実施されて以来、マスコミ等により一般的に認知されている呼称「パブリック・コメント」を制度の名称にします。
- 2 この要綱は、市長部局に対して適用になります。他の行政機関は、この要綱を準用します。
- 3 市民等とは、市に在住、在勤、在学する者、法人その他団体をいいます。

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象は、次のとおりとする。

(1) 市の総合計画若しくは個別の分野における基本的な事項を定める計画の策定又は重要な変更に関するもの

(2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃に関するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この制度の対象としない。

(1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

(2) 裁量の余地がないと認められるもの

(3) 法令又は条例に意見聴取手続が定められているもの

【考え方】

1 対象は、市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる施策の策定・変更や条例の制定・改廃です。

(1) 第1項第1号の「市の総合計画若しくは各行政分野における基本的な事項を定める計画の策定又は重要な変更に関するもの」については、市の長期的な基本方針等を定める計画をいいます

《例示》 総合計画、 福祉計画、 都市計画マスタープラン等

(2) 第1項第2号の「市政に関する基本方針を定める条例」については、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいいます。

《例示》 基本条例等

(3) 第1項第3号の「前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの」については、この要綱の目的に照らして、この要綱に定める手続を実施する必要がある場合には、当該手続を実施することができます

2 対象の適用除外

(1) 第2項第1号の「迅速性もしくは緊急性を要するもの」とは、この制度の実施には所要期間必要であり、期間の経過によっては施策等の効果が損なわれる等の理由で、この制度を経る余裕がない場合をいいます。具体的には、災害などの緊急に対応する場合などに限られます。

また、「軽微なもの」とは、大幅な改正または基本的な事項の改定を伴わないものや上位計画等の変更に伴う表現の一部変更等が該当します。

(2) 第2項第2号の「裁量の余地がないと認められるもの」とは、上位法令や国、県の計画等に内容が詳細に規定されており、その規定に沿って決定をしている場合をいいます。

(3) 第2項3号の「法令又は条例に意見聴取手続が定められているもの」とは、法令等の規定により公聴会等の実施が義務付けられている場合をいいます。

《例示》 都市計画の決定等

(計画等の公表)

第4条 前条第1項各号に規定する計画等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等を策定する趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等を立案した際の考え方
- (3) その他計画等の内容を判断するにあたり必要となる資料

【考え方】

- 1 公表は、「最終的な意思決定を行う前」の相当の期間を設けて実施します。なお、条例案等議会の議決を要するものは、議会提案前に実施します。
- 2 計画等の案を公表するにあたっては、市民等が計画の案について内容を十分に理解し、適切な意見を提出できるように市民等にとっての分かりやすい資料等を提供します。

(公表の方法)

第5条 前条第1項の規定による計画等の案の公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 所管課等が指定する場所での閲覧又は配付
- (2) 市のホームページへの掲載

2 広く市民等に周知するため、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 市の発行する広報紙への掲載
- (2) その他必要があると認める方法

【考え方】

- 1 パブリック・コメント制度の実施に当たっては、広く市民等に周知する方法として、計画等の案及び資料を、所管課、各総合支所等に備え付けます。また、ホームページにも掲載します。
- 2 広く市民等に周知する必要があるため、広報紙への掲載、その他必要な方法により積極的な周知に努めるようにします。また、計画等の案や資料が相当量に及ぶ場合は、全体の入手方法を明確に周知します。

(意見の提出)

第6条 第4条第1項の規定により計画等の案を公表するときは、当該計画等の案に対する意見の提出を求める期間及び提出方法を併せて公表するものとする。

2 前項の意見の提出を求める期間は、原則として15日間以上の期間とし、計画等の案を公表する際に明示するものとする。

3 第1項の意見の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 所管課等が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
- 4 市民等から意見の提出を受けるときは、原則として提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先等の記載を求めるものとする。

【考え方】

- 1 計画等の案を公表するときは、意見を求める期間及び提出方法を明示するものとしします。
- 2 意見の提出期間の「15日間以上」は目安であり、所管課が、計画等の内容や重要度、スケジュール等を勘案して、市民等が意見を提出するために必要な期間を十分確保するものとしします。
また、期間は案を公表するときに 月 日まで(日間)と明示するものとしします。
- 3 意見等の提出方法は、窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等とし、計画等の案の公表時に明示するものとしします。
- 4 市民等から意見の提出を受けるときには、意見提出の内容の確認を行う可能性などから、氏名、住所、電話番号等、法人・団体については代表者名の記載を求める条件を明示するものとしします。

(意見の反映)

- 第7条 計画等の策定に係る意思決定を行うに当たっては、前条の規定により提出された意見を十分に考慮するものとする。
- 2 前項の規定により計画等の策定に係る意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。
 - 3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

【考え方】

- 1 提出された意見を考慮して意思決定を行いますが、意見を必ず採り入れるのではなく、意見を十分に考慮して判断します。
- 2 提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとしします。また、意思決定後の最終案も公表します。
- 3 賛否だけの結論を示した意見は、この制度の目的に副わないので考え方を示す必要はありません。ただし、そのような意見があったことは、公表します。
- 4 類似意見があった場合は、意見を集約、整理して公表します。
- 5 意見の公表は原則ですが、不適当な意見等は所管課の判断と説明責任のもとに、全部又は一部を公表しないことができます。
- 6 考え方を公表するときは、計画等の案を公表するときに準じますが、考え方を示すときは、わかりやすい表現に努めるものとしします。

7 提出された、氏名、住所、電話番号、法人・団体名、代表者名等は公表しません

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリック・コメント制度に係る手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめた一覧表を作成し、総務部市民協働推進室に備え付けるとともに、市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の案の入手方法並びに問合せ先を明示するものとする。

【考え方】

1 計画等の所管課等は、この制度に基づく手続を実施するときは、あらかじめ総務部市民協働推進室へ所要事項を報告し、総務部市民協働推進室は案件の一覧表を作成しホームページへ掲載します。このことにより、いつどこでどのような案件についてパブリック・コメント手続を行っているのか、市民が知ることができます。

2 案件の一覧表には、案件名、公表日、意見の提出期限、案の入手方法、問い合わせ先などを記載します。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【考え方】

1 この制度を適正かつ円滑に実施していくため、この要綱に定めるもののほか、必要があれば別に定めることができます。

2 この制度は、実際に計画等を策定する所管課が事務手続を行っていきませんが、制度を適正かつ円滑に実施していくため、所管課等と総務部市民協働推進室が連携しながら行います。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行の日以後に策定する計画等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある計画等については適用しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

【考え方】

1 この要綱は、見直し等が必要なときは、随時改正していきます。

(3) 伊達市公募提案型協働モデル事業実施要綱

伊達市公募提案型協働モデル事業実施要綱 (平成21年4月10日告示第52号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政だけでは解決できない地域の多様な課題について、市民の発想を生かした提案を募集し、伊達市と協働事業提案団体とが協働して行う伊達市公募提案型協働モデル事業(以下「協働事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(提案主体の要件)

第2条 協働事業の提案ができるものは、本市内に事務所及び活動場所を有する団体(NPO、ボランティアグループ、市民活動団体、自治会、町内会等)で次の要件を満たすものとする。

- (1) 営利、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 5人以上の会員で組織していること。
- (3) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること。
- (4) 予算・決算を適正に行っていること。
- (5) 1年以上継続して活動していること。
- (6) 事業の連絡責任者が特定され、事業の成果報告ができること。

(対象提案事業)

第3条 対象となる協働事業は、次の要件を備えるものでなければならない。

- (1) 地域の課題に対する解決を目指すものであること。
- (2) 総合計画等本市の基本方針と矛盾しないこと。
- (3) 本市が単独で実施するときと比べ、より高い成果が期待できること。
- (4) 提案団体が当該提案内容を単独での実施が可能であること。
- (5) 施設等の建設・改築や整備を目的としたものでないこと。
- (6) 政策の提案・立案に関するもの(政策立案のための調査・研究など)でないこと。
- (7) 学術的な研究事業でないこと。
- (8) 実施を伴わない調査等でないこと。
- (9) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業でないこと。
- (10) 国・地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成等を受けていないこと。
- (11) 既にも実施されている事業でないこと。

(12) 市が実施中又は実施を予定している事業でないこと。

(13) 他の制度により市が補助の対象としていないこと。

(助成対象)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の80パーセントに相当する額とし、予算の範囲内で補助する。ただし補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 市が負担する経費は、実施する協働事業に直接要する経費とする。ただし、団体の人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象としない。

(協働事業提案)

第5条 協働事業を提案しようとする団体(以下「提案団体」という。)公募提案型協働モデル事業提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 事業収支予算書(様式第3号)

(3) 団体概要書(様式第4号)

(4) 団体の前年度活動報告書

(5) 団体の前年度収支決算書

(6) 団体の定款、規約、会則等

(7) 団体の構成員名簿又は役員名簿

(8) 団体の前年度法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)

(伊達市公募提案型協働モデル事業審査委員会)

第6条 提案団体の協働事業を審査するため、伊達市公募提案型協働モデル事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(協働事業採択決定の通知)

第7条 市長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、協働事業としての採否を決定するものとする。この場合において、採択された提案団体に対しては公募提案型協働モデル事業採択通知書(様式第5号)により、不採択の提案団体に対しては公募提案型協働モデル事業不採択通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(協定の締結)

第8条 協働事業実施の対象となった団体(以下「協働事業実施団体」という。)及び市長は、当該協働事業における具体的な役割分担を協議し、事業実施に当たっての基本的事項を定めた協定を締結するものとする。

(実績報告)

第9条 協働事業実施団体は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以

内に事業実績報告書（様式第7号）及び事業収支決算書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（協働事業の公表）

第10条 市長は、第5条の規定により提出された提案について、当該事業の概要を公表することができるものとする。

2 市長は、採択された協働事業の概要及び当該事業を提案した団体の名称等を公表するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。